

2013年9月20日

バーゼル銀行監督委員会「改訂されたバーゼルⅢレバレッジ比率の枠組みと開示要件」に係る市中協議文書に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）から6月26日に公表された市中協議文書「改訂されたバーゼルⅢレバレッジ比率の枠組みと開示要件」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントがBCBSにおけるルール最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

総論

○ レバレッジ比率の算定頻度

レバレッジ比率算定頻度の検討にあたり、潜脱行為を防止したいというBCBSの趣旨は理解。

しかしながら、レバレッジ比率の算定頻度を月次に引き上げたとしても、BCBSの意図を達成できない可能性が大きいため、再考すべき。なぜなら、日次・週次でポジションの変更が容易な、例えば顧客取引に基づかない短期の自己勘定トレーディングポジションのようなアセットクラスでは、月末値をみたところで、引き続き潜脱余地が残る貌となるため。一方、月次ベースでの集計には、現在四半期毎に行っている、自己査定を始めとした資産評価の洗い替えや、グループ内取引にかかる連結消去などの膨大な作業を月次で行う必要があるため、実務面での負担が極めて大きくなる。結果として、規制目的を達成できないまま、民間の管理コストが増大し、言い換えれば、規制のコストがベネフィットを大きく上回ってしまうことになる。

したがって、上記実態に即し、レバレッジ比率は四半期次ベースでの開示とし、より高頻度の管理が必要なアセットについては、別途、その特性（商品性、保有目的、ポジションの大きさや変動幅、等）や銀行のポジション管理実務、各国取引慣行等に応じ、各国当局が必要と判断する範囲、頻度でのモニタリング・管理でカバーすべきである。

○ レバレッジ比率の位置付けと水準

上述「レバレッジ比率の算定頻度」に記載の通り、潜脱行為を防止するためには、

アセット特性に応じて、必要な範囲と頻度で当局がきめ細かくモニタリングを行う必要がある。加えて、BCBSも認識しているとおり、各国ごとの会計制度、預金保険制度、間接金融のウェイト・位置づけの違いを踏まえれば、リスクを反映しないレバレッジ比率で一律的な最低水準を規制化することは馴染まない。あくまで補完的な指標と位置付けられるべきであり、将来的にも第一の柱での規制化すべきではない。

また、BCBSのディスカッション・ペーパー「規制枠組み：リスク感応度、簡素さ、比較可能性のバランス」¹でも、レバレッジ比率最低要件の上乗せ案なども示されているが、以下の2つの事由から、上乗せ議論には反対である。

- 1) そもそも、3%の妥当性についての検証が実施されていない。また、2010年12月に合意されて以降、デリバティブ取引等に対する規制強化によりレバレッジ比率の分母に相当するエクスポージャーが増大している一方、分子に相当する自己資本の取扱いは不変であり、3%から引き下げる必要性こそあれ、引き上げるべき事由・背景は生じていない。
- 2) レバレッジ比率の最低要件を引き上げた場合、当該レバレッジ比率が事実上の最低所要自己資本比率として作用し、リスクベース指標との補完関係が逆転する可能性がある。その場合、銀行に対し、低リスクアセットの圧縮と高リスク資産の取得という誤ったインセンティブを助長する恐れがあるとともに、BCBSがその重要性を認識するリスク感応度とのバランスが確保されないことにもなる。

各論

○ 適格流動性資産(HQLA)の取扱い

中央銀行がストレス時に引出可能と認める中銀預金をレバレッジ比率に算入することについては、危機時に対する金融機関の備えを阻害することに加え、中央銀行の政策オプションを狭めることにもなりかねない。また、流動性の高い国債等をレバレッジ比率に算入すると、レバレッジ比率を引き上げるために国債等を売る行動を誘発し、不必要な市場の混乱を招くばかりか、質の高い流動性資産を保有させようとする流動性規制の方向性に逆行するという問題も生じる。そもそも、現金や現金同等の資産については、レバレッジ比率規制で制約する意義は見いだせず、規制の主旨にもそぐわない。規制間の整合性を確保するためにも、適格流動性資産(HQLA)や中銀預け金等の現金同等の資産についてはレバレッジ比率算定から除外すべき。

¹ BCBS Discussion Paper on The Regulatory Framework: Balancing Risk Sensitivity, Simplicity and Comparability, July 2013.

○ 証券貸借取引（SFT）の取扱い

35 項(ii)で証券貸借取引（SFT）資産についてグロス資産に加えてカウンターパーティ信用リスク相当額のアドオンが行われることになっているが、リバース・レポ取引は会計上の相殺を勘案しない SFT 資産（例：買現先・債券貸借取引支払保証金）の貸借対照表計上額以上にリスクはない。仮にカウンターパーティがデフォルトしたとしても、最大損失は、SFT 資産の貸借対照表計上額となる。また、オフバランスのリスクも存在しない。したがって、SFT 資産の貸借対照表計上額以上に追加的なエクスポージャー（カウンターパーティ・リスク）を計上する合理的な理由はなく、エクスポージャーの二重計上ともなり得るため避けるべき。更に、35(ii)を算出しようとした場合には、個別のリバース・レポ取引毎に担保の紐つけを行った上で、金額を算出する必要があり、実務上の負担が大きく、実務負担のコストを上回るベネフィットがあるとは考えられないことから、カウンターパーティ信用リスク相当額の追加的な計上は回避すべき。

○ 開示時期

レバレッジ比率の定義および水準の最終的な調整が 2017 年前半に行われる予定とされているため、2018 年 1 月 1 日以降は、それまでと比較して、定義や水準が変更されている可能性がある。2018 年 1 月 1 日の前後で非連続な形で開示されるとすると、投資家に無用な混乱を惹起しかねないため、開示は確定した定義にもとづいて行われるべきである。また、特に新たな規制を導入する場合には、これまでの規制化の流れを踏まえれば、規制案が合意された後、各国法制化には 1 年程度、法制化後、金融機関の準備に 1 年程度は少なくとも要しており、2015 年から開示する案では、今後、最終文書が公表されてから開示開始まで、十分な準備期間が確保されないことになる。したがって、開示開始時期は見直されるべきであり、それまでの期間は監督当局への報告とすべき。

以上